

令和2年11月16日

市内高齢者施設施設長 市内介護保険事業所管理者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部
介護保険事業課長

新型コロナウイルス感染予防等に関する再徹底について（緊急）

貴職におかれましては、新型コロナウイルスの感染防止のためにご尽力いただき、誠にありがとうございます。

季節性インフルエンザの流行や新型コロナウイルスの第3波が懸念される所であり、各施設におかれましては、今一度、以下のとおり対策の確認及び徹底をお願いいたします。

■介護における感染予防について

令和2年10月15日付「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」にて記載されている、感染予防を再度確認していただき、手洗いや手指消毒について徹底してください。特に、従事中のマスク着用を徹底し、利用者の食事介助中に従事者も食事をとることがないようにしてください。（従事者のマスク着用が徹底されないため。）

■従事者・利用者の健康観察について

従事者・利用者の健康観察では、健康観察時には、発熱の有無だけで判断するのではなく、風邪症状であるせき・くしゃみ、倦怠感、味覚障害、体の痛みなど、「普段との違いがないかどうか」を十分に確認するようお願いいたします。（発熱がなく体の痛みから発症した陽性例があります）

特に従事者においては、従事者本人と同居家族にも3密となるような場所へ行くことを控えてもらうとともに、少しでも体調不良があった場合は出勤をさせない対応を徹底するようお願いいたします。また従事者の家族がPCR検査を受診した場合についても積極的に情報を収集し、出勤の可否について検討してください。

体調不良があった場合はまずはかかりつけ医に相談してもらうとともに、かかりつけ医がない場合については下記新型コロナウイルス相談センターに相談をお願いします。併せて利用者や従事者がPCR検査対象となった場合には介護保険事業課に連絡をお願いいたします。

○新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター

（電話 043-238-9966 受付：午前9時～午後7時（土日、祝日は午後5時まで））

○介護保険事業課（電話番号は本通知下部に記載。）

※介護保険事業課への連絡は必要となる情報をもれなくお伝えしていただくため、TELに加えて別紙「新型コロナウイルスに関する報告書」またはFAXにてお送り下さるようお願いいたします。
※最近検査結果が判明後に介護保険事業課に連絡が入る事例が多くありますので、必ず検査を受けることが判明した段階で連絡をいただけるようお願いいたします。

（問い合わせ）千葉市役所高齢障害部介護保険事業課

（Mail） kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp

企画指導班 043-245-5068

事業所支援班 043-245-5062

施設支援班 043-245-5256

FAX 043-245-5621